

第20号議案

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1年」を「結核性疾患にあつては1年以内、その他の負傷又は疾病にあつては90日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その他の負傷又は疾病のうち人事委員会規則で定めるものについて、任命権者が療養を必要と認めたときは、当該期間を90日を超えない範囲内で延長することができる。

第7条第2項中「対する前項の規定の適用については、人事委員会規則で定める場合を除き、同項中「1年以内」とあるのは、「90日以内」とする」を「については、前項ただし書の規定は、適用しない」に改める。

第9条中「こえない」を「超えない」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1年」を「結核性疾患にあつては1年以内、その他の負傷又は疾病にあつては90日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その他の負傷又は疾病のうち人事委員会規則で定めるものについて、任命権者が療養を必要と認めたときは、当該期間を90日を超えない範囲内で延長することができる。

第8条第2項中「対する前項の規定の適用については、人事委員会規則で定める場合を除き、同項中「1年以内」とあるのは、「90日以内」とする」を「については、前項ただし書の規定は、適用しない」に改める。

第9条中「こえない」を「超えない」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは別に法律に定めがある場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、支給することができる。

第16条の2第3項中「100分の80」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の80以内を支給する」を「100分の70以内を支給することができる」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、教育職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは別に法律に定めがある場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、支給することができる。

第27条第3項中「100分の80」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の80以内を支給する」を「100分の70以内を支給することができる」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれ

ぞれ100分の100以内を支給することができる」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、教職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは別に法律に定めがある場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、支給することができる。

第21条第3項中「100分の80」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の80以内を支給する」を「100分の70以内を支給することができる」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正前の職員の休日及び休暇に関する条例(以下「改正前の職員休日休暇条例」という。)第7条第1項又は第2条の規定による改正前の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(以下「改正前の教育職員休日休暇条例」という。)第8条第1項の規定により、この条例の公布の日前に与えられた休暇でこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も引き続き休暇の期間については、なお従前の例による。

3 この条例の公布の日前に、改正前の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正

前の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定により施行日以後の日を終期とする休暇を与えられた場合であって、公布の日以後に、当該施行日以後の日から引き続き療養が必要であるとして休暇を与えられるときに、施行日以後の休暇の期間についての第 1 条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の職員休日休暇条例」という。）第 7 条第 1 項又は第 2 条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の教育職員休日休暇条例」という。）第 8 条第 1 項の規定の適用については、公布の前において改正前の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項又は改正前の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定により休暇を与えられた日から起算して 1 年以内又は施行日から起算して改正後の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項若しくは改正後の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定により与えられるものとした場合における休暇の期間のいずれか早い日とする。

4 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、改正前の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項又は改正前の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定に基づき施行日以後に与えられるものとされた休暇は、改正後の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項又は改正後の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定による休暇とみなす。

5 前項の場合において、施行日以後の休暇の期間に係る改正後の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項又は改正後の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定の適用については、施行日前において改正前の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項又は改正前の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項の規定により休暇を与えられた日から起算して 1 年以内又は施行日から起算して改正後の職員休日休暇条例第 7 条第 1 項又は改正後の教育職員休日休暇条例第 8 条第 1 項に規定する期間のいずれか早い日とする。